

# 学校図書館に関するJLAの対応

日本図書館協会学校図書館部会 高橋恵美子

2021.6.5

# 発表概要

- 1 要望書作成と提出保留
- 2 10月14日打合せ
- 3 パブリックコメントの募集と  
その対応

# 1 要望書作成と提出保留

## 要望書作成まで

- 8月27日 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」第1回会議
- 8月31日 JLA代議員総会
- 9月9日 ワーキングチーム第2回会議 →流れが変わる
- 9月10日 常任理事会 →要望書作成へ  
著作権委員会に学校図書館の委員を

# 1 要望書作成と提出保留 提出保留ほか

- 9月24日 理事会 文化庁著作権課からの申し出  
要望書、提出保留に
- 9月26日付 学図研の要望書「著作権法第31条に  
おける「図書館等」に学校図書館を加え  
ることについて（要望）」
- 9月27日 緊急学習会「学校図書館と著作権」  
（オンライン） 参加者100名ほど

## 2 10月14日打ち合わせ

(文化庁著作権課、全国SLA、JLAの打ち合わせ)

- 10月13日 打合せ資料の確定 小田理事長、小池著作権委員会委員長、高橋、協会事務局若干名  
文化審議会著作権分科会での「図書館関係の権の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について」における学校図書館の扱いについて（協会HPに掲載）

<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=5511>

## 2 10月14日打ち合わせ

### 打ち合わせ資料の内容

- 学校図書館を 第31条「図書館等」に含めることに関する意義
  - (1) 複製の主体が学校図書館になる。
  - (2) 第35条「授業の過程における使用」にあたらぬ複製が可能になる。
  - (3) 学校図書館所蔵資料を保存のための複製、デジタル化ができる。
  - (4) 入手困難資料の複製物の送信サービスを受けることが可能になる。
  - (5) 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスによるデジタルデータの受信・複製ができる。

## 2 10月14日打ち合わせ 協議内容

- 協議内容の詳細

→ 学校図書館部会報65号の記事に掲載

高橋恵美子「著作権法第31条「図書館等」に学校図書館を  
含むためのとりくみについて」学校図書館部会報65.

2020.12.1

## 2 10月14日打ち合わせ

### 協議内容

- JLAの意見

「授業の過程における使用」にあたらぬ複製、デジタルデータの受信・複製、保存のための複製を学校図書館として行いたい。現場から要望がある。

- 全国SLAの意見

- 1) 学校図書館は、学校教育の法体系のもとで経営・運営される。
- 2) 学校図書館は、法第35条により、授業において複製および公衆送信等ができる。
- 3) 法第35条の法改正、「改正著作権法第35条運用指針」などにより、法第35条の範囲でも利用の円滑化を期待できる。

## 2 10月14日打ち合わせ

協議内容 自由討議

- 全国SLAの意見（自由討議）
  - 35条を拡大・法改正することで対応していただきたい。
  - 学校図書館はあくまで学校の教育施設の一つ、（略）。学校図書館を31条図書館に含むことで、学校図書館は学校とは別組織だとされては困る。
  - 学校図書館が31条図書館になると、現場を混乱させるのではないかと懸念する。
  - 「学校図書館」というものの理解に誤解があるのではないか。

など

## 2 10月14日打ち合わせ

### 協議内容 自由討議

- JLAの意見（自由討議）
  - 31条により学校図書館が主体となって複製が行われることに意義がある。
  - 学校図書館として日常的な資料の相談や要求など授業の過程での使用にあたらなない個別な調査研究に対応できるようになりたい。
  - 31条、35条の両立は混乱するのではないかとのことだが、大学図書館は31条、35条を両立し、切り分けを行いながら運営されている。
  - 現場の意見は31条に含んでほしいという要望である。 など

## 2 10月14日打ち合わせ

協議内容 自由討議

- 文化庁の意見

- 31条図書館に含まれたからと言って、必ずやらなければならないわけではない。それぞれの学校で、学校教育に支障ない方法で活用いただくような捉え方はできないか。あくまで学校にイニシアチブがあるものと考えている。
- これをきっかけに学校図書館のありかたを検討するようにしていきたい。文科省の担当課の考えも聞きながら、また引き続き協議を重ねていきたい。

## 2 10月14日打ち合わせ その後

- 10月20日付「著作権法第31条における「図書館等」に学校図書館を加えることで対応できる事例について」（学校図書館問題研究会）、文化庁、ワーキングチーム委員、文科省総合教育政策局地域学習推進課に送付。
- 10月22日 文科省総合教育政策局地域学習推進課よりJLAに依頼。「学校図書館については35条の複製も可能な中で、学校図書館において、どのような活用を想定されているか具体的内容」を教えてほしい。

## 2 10月14日打ち合わせ その後

- 10月27日 文科省への回答書「著作権法第31条第1項の図書館等に学校図書館を含めることについて 学校図書館において想定される具体的な活動内容」をまとめ、提出。

<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=5512>

- 内容 10月14日打合せ資料の（1）から（5）のそれぞれに事例と想定される活動内容を記述。事例は9、想定される活動内容は4をあげている。

### 3 パブリックコメントの募集とその対応

- 11月9日 ワーキングチーム第5回会議で終了
- 11月13日付「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」
- 12月4日 「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタルネットワーク対応）に関する中間まとめ」パブリックコメント実施  
提出期限は12月21日

### 3 パブリックコメントの募集とその対応

- 報告書・中間まとめにおける学校図書館に関する記載

#### （4）第3章：まとめ（関連する諸課題の取扱いを含む）

とりわけ、小・中・高の学校図書館を法第31条の対象となる「図書館等」に追加することについては、昨今、アクティブラーニングなど従来の授業の枠にとらわれない児童生徒等の主体的な学習が重視されるとともに、オンラインでの教育・指導等が普及する中で、図書館における各種サービスへのニーズも高まっていると考えられるところ、本ワーキングチームの議論においても追加すべきとの意見が大勢であった。これを踏まえ、政府においては、現在、関係団体間で行われている協議の状況をみながら、学校図書館に期待される役割等を十分に勘案の上、早急に適切な対応がなされることを期待する。

### 3 パブリックコメントの募集とその対応

- JLAの意見 著作権委員会が中心となって取りまとめを行う
- 12月18日付「文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」への意見提出について」

<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=5567>

# 3 パブリックコメントの募集とその対応

- 学校図書館についての意見

## (4) 第3章：まとめ（関連する諸課題の取り扱いを含む）

小・中・高の学校図書館を第31条の対象となる「図書館等」に追加することを求めます。学校図書館では、第35条の「授業の過程における使用」にあたらぬ調査研究のための複製を求められることが、多々あります。児童生徒、教職員個人の興味・関心・必要に応じた複製ができるようになることは、授業の枠にとらわれない主体的な学習の支援につながります。また、学校図書館を經由して、公共図書館や大学図書館の所蔵資料の複製依頼を行っても、学校図書館が第31条の「図書館等」にあたらぬことを理由に断られるという現状があります。さらに絶版等資料の複製物の提供が可能になります。学校図書館が第31条の「図書館等」に含められれば、学校図書館が行うサービス・活動の幅が広がります。

### 3 パブリックコメントの募集とその対応

- 1月15日 文化審議会著作権分科会法制度小委員会  
「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」  
公表
- 1月18日 パブリックコメントの実施結果公表  
「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000213032>

### 3 パブリックコメントの募集とその対応

- 学校図書館等を著作権法第31条の「図書館等」に加えることを求める意見

学校図書館関係

日本図書館協会 学校図書館問題研究会

東京学芸大学附属学校司書部会

それ以外の団体

日本行政書士会連合会（知的財産部門）

情報科学技術協会著作権委員会

図書館問題研究会常任委員会

東京学芸大学附属図書館

### 3 パブリックコメントの募集とその対応

- 対象範囲の拡大に反対又は慎重な意見

学校図書館関係 特定非営利活動法人学校図書館実践活動

研究会 全国学校図書館協議会

それ以外の団体 日本雑誌協会 光文社 講談社 双葉社

旺文社 日本新聞協会

日本美術著作権連合

※ 学校図書館関係団体の意見が分かれる結果となった。

## おわりに

- 学校図書館の状況はさまざま
- 学校図書館の外からの声、など